

これからは **マイナ保険証** をご利用ください

お手持ちの保険証は2025(令和7)年12月1日まで使用できます  
2024(令和6)年12月2日以降は資格確認書を交付します

当健保の2024(令和6)年12月2日以降の各証の利用期間等



在職中の方  
はこちらをクリック



任意継続被保険者  
特例退職被保険者  
はこちらをクリック

2024(令和6)年12月2日から保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みになりました。加入者の皆様には、マイナンバーカードを作成後、**マイナンバーカードの保険証利用登録をしていただきますよう、お願いします。** 下記のリーフレットにて、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するための手順（更新）をご紹介しますので、ご確認ください。

#### 《電子証明書の有効期限(5年)が経過している場合》

マイナ保険証は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限有効期限が切れから3か月経過後は、マイナ保険証として利用できなくなります。

市区町村の窓口に行って再発行の手続きをしてください。

(手続きには、マイナンバーカードと電子証明書有効期限通知書が必要です。)

#### 《マイナンバーカードの有効期限(10年)が経過している場合》

下記リーフレットに記載されている申請方法で手続きをしてください。詳細は、別添のリーフレットをご確認ください。

マイナンバーカードと保険証の利用登録について、  
ご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ

**0120-95-0178** (平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30)

# マイナンバーカードの保険証利用 登録のお願いについて

以下の手順で保険証利用登録を実施してください

## 1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから パソコンから  
オンライン申請

2



証明写真機  
から

3



郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード  
総合サイト

2へ

## 2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約等に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone



Android



セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM 画面

マイナンバーカード  
での手続き

健康保険証  
利用の申込み



## マイナンバーカードで受診するメリット

**安心** よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

**便利** 各種手続きも便利・簡単に！

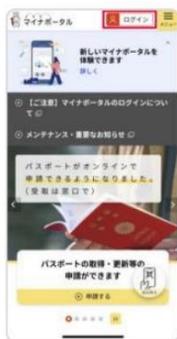
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

# マイナンバーカードでの 受診前には登録情報の確認を！

ご自身の健康保険証情報がシステムに  
正しく登録されているか確認をお願いします。

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。

## 🔍 確認方法



1. マイナポータルにログイン  
します。

2. ログイン後、画面下部の「注  
目の情報」までスクロールし、  
「最新の健康保険証情報の確  
認」を押します。

3. 健康保険証情報のページが  
表示されます。ページの中段に  
ある「あなたの健康保険証情  
報」から、登録されている健康  
保険証情報を確認いただけます。

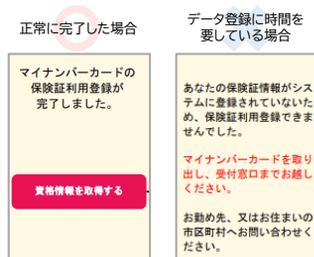
◆令和5年8月8日第2回マイナンバー情報総点検本部資料一部加工

初めての利用時など、登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、  
念のため、マイナンバーカードとあわせて健康保険証又は資格確認書を携行してください。

💡 医療機関等にある顔認証付きカードリーダー上での健康保険証利用登録時は、このような画面が表示されます

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダー上で利用登録を行った場合も、利用登録が正常に完了しているか否かを確認することができます。

- ▶ 登録が正常に完了している場合は、「マイナンバーカードの保険証利用登録が完了しました。」と画面に表示されます。
- ▶ データ登録に時間を要している場合は、「あなたの保険証情報がシステムに登録されていないため、保険証利用登録できませんでした。」と画面に表示されます。



◆厚生労働省HP掲載資料一部加工

ご不明点等がある場合や情報が正しく登録されていない場合には、  
マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に  
お問合せください。



# まずは有効期限通知書を確認してください

マイナンバーカード(個人番号カード)と電子証明書には有効期限があります。有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを身分証明書として使えなくなるほか、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使えなくなりますので、ぜひ、更新手続きを行ってください。マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

135-8383  
江東区東陽4-11-28

番号 花子 様

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書に関するお問合せ  
個人番号コールセンター  
0120-95-0178

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書の記載事項に誤りや変更がある場合のお問合せ  
(市区町村窓口)

マイナンバーカードの有効期限通知書

お持ちのマイナンバーカードについて有効期限が近づいています。有効期限の3か月前から更新手続きが可能ですので、オンラインまたは郵送で更新手続きを行ってください。  
※スマートフォン・パソコン・証明用写真機からのオンライン更新手続きが便利です。

利用者氏名	番号 花子
有効期限	2021年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	マイナンバーカード
更新手続き	マイナンバーカードの更新手続き

以下のいずれかの方法により、マイナンバーカードの更新手続きが可能です。  
①スマートフォンで申請(交付申請用QRコードは右下にあります。)  
②パソコンで申請  
③証明用写真機で申請(交付申請用QRコードは右下にあります。)  
④郵送で申請

それぞれの申請手続きについては、有効期限のご案内パンフレットをご覧ください。

- 本通知書に記載されている情報は、令和 元年 9月28日時点の情報となります。
- この通知書は、交付申請書ではないため、郵送しても申請したことはありませんのでご注意ください。

申請書ID 12345678901234567890123

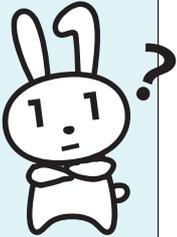
交付申請用QRコード(URL)

**有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。**

更新の手続きは、マイナンバーカードと電子証明書の2種類があります。あなたが必要な手続きはどちらなのか、まずはこの欄で確認しましょう。

- 電子証明書の更新手続きの方は、2ページへ。
- マイナンバーカードの更新手続きの方は、3ページへ。

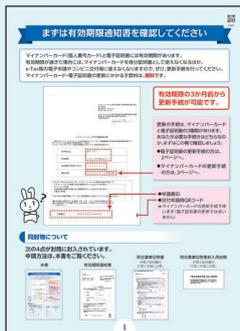
- 申請書ID
  - 交付申請用QRコード
- ➔マイナンバーカードの更新手続きで使います(電子証明書の更新では使いません)



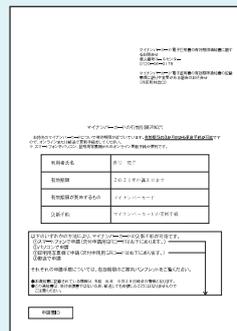
## 同封物について

次の4点が封筒に封入されています。申請方法は、本書をご覧ください。

本書



有効期限通知書



照会書兼回答書

※電子証明書の代理人申請に必要。

照会書兼回答書

申請者氏名: 花子 様

住所: 〒135-8383 江東区東陽4-11-28

電話番号: 0120-95-0178

マイナンバー: 123456789012345678901234

申請内容: 電子証明書の更新

申請日: 令和 元年 9月 28日

受付番号: 123456789012345678901234

申請料: 無料

申請書ID: 123456789012345678901234

交付申請用QRコード(URL): [QRコード]

照会書兼回答書封入用封筒

※電子証明書の代理人申請に必要。

「照会書兼回答書」封入用封筒

電子証明書の更新申請を代理人へ委任する場合は、「照会書兼回答書」に必要事項を記入してこの封筒に入れ、代理人に渡してください。

# 電子証明書の更新手続

## 電子証明書の更新は お住まいの市区町村窓口で行います。

### 本人が更新手続を行う場合

#### ..... 申請方法 .....

- ①有効期限通知書と現在お持ちのマイナンバーカード等の本人確認書類を持って市区町村窓口へ。
- ②窓口で暗証番号の設定を行う。  
※窓口では、現在設定済みの暗証番号を入力します。  
お忘れの場合は再設定が可能です。
- ③更新手続が完了。

#### 必要なもの



有効期限通知書



現在お持ちの  
マイナンバーカード

### 代理人に更新手続をお願いする場合

#### ..... 申請方法 .....

- ①「照会書兼回答書」に必要事項を記入して封筒に入れ、有効期限通知書とマイナンバーカードとともに代理人に渡す。  
※「照会書兼回答書」は、申請者本人が記入し、他人に暗証番号を見られないように同封されている封筒に封入した上で代理人の方に渡してください。  
なお、回答書に記入する暗証番号については、現在設定されている暗証番号を記入してください。
- ②代理人は、自分の本人確認書類とともに、本人から預かった有効期限通知書、本人のマイナンバーカード、照会書兼回答書が入った封筒を持参し市区町村窓口へ。
- ③持参した回答書に記載された暗証番号を元に、市区町村職員が暗証番号の設定を行う。
- ④更新手続が完了。

#### 必要なもの



有効期限通知書



本人の  
マイナンバーカード



代理人の本人確認書類



照会書兼回答書

【マイナンバーカードや  
運転免許証等】

# マイナンバーカードの更新手続

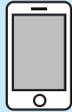
以下のいずれかの方法で申請してください。カードが出来上がるまで申請から約1か月かかります。お住まいの市区町村から「交付通知書」が届きますので、現在お持ちのマイナンバーカード、「交付通知書」に書かれた必要書類を持参して、新しいマイナンバーカードをお受け取りください。スマートフォンやパソコン、証明用写真機からの更新手続が便利です。

## スマートフォンで申請

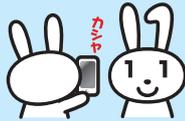
### 必要なもの



有効期限通知書



スマートフォン



顔写真データ

### .....申請方法.....

- ① スマホで顔写真を撮影。(※)
- ② スマホで有効期限通知書の交付申請用QRコードを読み取る。
- ③ 表示されたページに、メールアドレスを登録。
- ④ メールアドレスに申請用のURLが届くので、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

## パソコンで申請

### 必要なもの



有効期限通知書



パソコン



顔写真データ

### .....申請方法.....

- ① **6ヶ月以内に撮影した** 顔写真データを用意。(※)
- ② 申請用WEBサイトに有効期限通知書に記載された申請書ID (23桁)を入力し、メールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

## 証明用写真機で申請

### 必要なもの



有効期限通知書



お金



このマークが目印

### .....申請方法.....

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、有効期限通知書の交付申請用QRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

## 郵送で申請

### 必要なもの



交付申請書



証明写真



封筒

### .....申請方法.....

- ① 専用サイトからのダウンロード、もしくは市区町村の窓口から交付申請書&封筒を入手。
- ② 交付申請書に必要事項を記入し、**6ヶ月以内に**撮影した証明写真を貼る。(※)  
※持っているマイナンバーカードに記載されたマイナンバー(12けた)を必ず記入!
- ③ 封筒に入れて郵送。  
※窓口で交付申請書をもらう際、同時に写真撮影や本人確認を行い、カードが出来上がったら郵送してくれる市区町村もあります。まずは確認してみましょう。

※顔写真については、4ページをご参照ください。

## 顔写真のチェックポイント



サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの。
- ・ 無背景でないもの。
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- ・ 背景に影のあるもの。
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

こういうのはやめてね。



■ 宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合、下記のいずれかのご対応をいただくことで使用可能といたします。

- ・ お住まいの市区町村に電話し、または来庁して、申請書ID(有効期限通知書に記載された申請書ID)を伝えてください。
- ・ 交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して、交付申請書を送付ください。
- ・ 個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

※各市区町村の窓口で、マイナンバーカードの交付時にご事情を確認させて頂く場合がございます。

顔写真が規格外(暗い、トリミングができない等)である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

※マイナンバーカード交付の場面で、カードに添付された顔写真と、ご本人との同一性を確認する必要がある場合には、顔認証システムを利用する場合があります。

## お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分(年末年始を除く)

土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

※ 外国語対応は 0120-0178-27 におかけください(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応)

外国語対応



- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文咨询，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.

Tel : 0570-064-738

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>